

浦添運動公園等整備・運営・管理事業  
実施方針 新旧対照表

No	頁	第1章	第1節	1	(1)	ア	項目等	修正前	修正後
1	1	第1章	第1節	4			4. 事業目的	現在、浦添市(以下「本市」という。)では、プロスポーツやトップリーグ等の開催・観戦ニーズに応えた機能整備、MICEイベントやeスポーツ等のイベントへの対応を目的とした、(仮称)浦添市多目的運動施設整備事業(新市民体育館)に取り組んでおり、令和8年度の施設供用開始に向け、整備工事に着手している。さらに、スポーツ・観光等を通じた多様な交流・賑わいを促す観光交流拠点の形成に向けた機能強化を図るため、ウラオソイススポーツ・観光交流拠点形成推進事業を推進しており、新市民体育館に隣接する陸上競技場や公園メインエントランス、園路・広場等の再整備に取り組むこととしている。	現在、浦添市(以下「本市」という。)では、プロスポーツやトップリーグ等の開催・観戦ニーズに応えた機能整備、MICEイベントやeスポーツ等のイベントへの対応を目的とした、(仮称)浦添市多目的運動施設整備事業(新市民体育館)に取り組んでおり、令和9年度の施設供用開始に向け、整備工事に着手している。さらに、スポーツ・観光等を通じた多様な交流・賑わいを促す観光交流拠点の形成に向けた機能強化を図るため、ウラオソイススポーツ・観光交流拠点形成推進事業を推進しており、新市民体育館に隣接する陸上競技場や公園メインエントランス、園路・広場等の再整備に取り組むこととしている。
2	2	第1章	第1節	6			6. 事業方式	本事業は、PFI法第14条第1項に基づき、本施設の管理者等である本市が、事業者と締結する本事業に係る契約(以下「事業契約」という。)に従い、事業者が再整備等施設の建設・工事監理業務を行い、本市に所有権を移転した後、事業期間に通じて維持管理・運営業務を行うBTO方式(一括支払型)により実施する。なお、対象施設のうち、体育施設及び有料駐車場については市が事業者に対して、PFI法第2条第7項に基づく公共施設等運営権を設定し、事業者が利用者や観客に対して多様なサービスの提供を行うコンセッション方式により実施する。	本事業は、PFI法第14条第1項に基づき、本施設の管理者等である本市が、事業者と締結する本事業に係る契約(以下「事業契約」という。)に従い、事業者が再整備等施設の建設・工事監理業務を行い、本市に所有権を移転した後、事業期間に通じて維持管理・運営業務を行うBTO方式により実施する。なお、対象施設のうち、体育施設及び有料駐車場については市が事業者に対して、PFI法第2条第7項に基づく公共施設等運営権を設定し、事業者が利用者や観客に対して多様なサービスの提供を行うコンセッション方式により実施する。
3	4	第1章	第1節	8	(2)		(2) 建設・工事監理業務	①建設業務 ②磁気探査業務 ③什器・備品等の調達及び設置業務 ④工事監理業務 ⑤近隣対応・対策業務(周辺家屋影響調査を含む) ⑥電波障害対策業務 ⑦建設業務遂行に必要な関連業務 ⑧その他、上記業務を実施する上で必要な関連業務	①VE提案に伴う業務(任意) ②建設業務(陸上競技場の改築に伴う解体・撤去工事を含む。) ③磁気探査業務 ④什器・備品等の調達及び設置業務(陸上競技場及び新市民体育館) ⑤工事監理業務 ⑥近隣対応・対策業務(周辺家屋影響調査を含む) ⑦電波障害対策業務 ⑧建設業務遂行に必要な関連業務 ⑨その他、上記業務を実施する上で必要な関連業務
4	5	第1章	第1節	8	(7)		(7) 自主事業	①飲食・物販業務 ②広告業務 ③スポーツ振興業務 ④その他、本施設の収益性及び魅力向上に資する事業	①飲食・物販業務 ②広告業務 ③スポーツ振興業務 ④興行誘致業務 ⑤その他、本施設の収益性及び魅力向上に資する事業

No	頁	第1章	第1節	1	(1)	ア	項目等	修正前	修正後																												
5	6	第1章	第1節	11			11. 事業スケジュール	<p>本事業におけるスケジュールは以下を予定している。</p> <table border="1"> <tr> <td>(1) 事業契約締結</td> <td>令和8年6月</td> </tr> <tr> <td>(2) 建設期間</td> <td>※現在調整中</td> </tr> <tr> <td>①レストハウス</td> <td>事業契約締結日から令和●年●月末日</td> </tr> <tr> <td>②新立体駐車場</td> <td>事業契約締結日から令和●年●月末日</td> </tr> <tr> <td>③陸上競技場</td> <td>事業契約締結日から令和●年●月末日</td> </tr> <tr> <td>(3) 開業準備期間</td> <td>事業契約締結日から令和9年3月末日</td> </tr> <tr> <td>(4) 維持管理・運営期間 ※公共施設等運営権の存続期間</td> <td>令和9年4月1日から令和29年3月末日 まで</td> </tr> </table>	(1) 事業契約締結	令和8年6月	(2) 建設期間	※現在調整中	①レストハウス	事業契約締結日から令和●年●月末日	②新立体駐車場	事業契約締結日から令和●年●月末日	③陸上競技場	事業契約締結日から令和●年●月末日	(3) 開業準備期間	事業契約締結日から令和9年3月末日	(4) 維持管理・運営期間 ※公共施設等運営権の存続期間	令和9年4月1日から令和29年3月末日 まで	<p>本事業におけるスケジュールは以下を予定している。 なお、本市整備施設は令和9年3月末日までに整備を完了する予定である。 民間提案事業については、令和12年4月1日までに開業することを条件とするが、事業者の提案により先行して実施することができる。</p> <table border="1"> <tr> <td>(1) 事業契約締結</td> <td>令和8年6月</td> </tr> <tr> <td>(2) 建設期間</td> <td></td> </tr> <tr> <td>①レストハウス</td> <td>事業契約締結日から令和9年12月末日</td> </tr> <tr> <td>②新立体駐車場</td> <td>事業契約締結日から令和9年12月末日</td> </tr> <tr> <td>③陸上競技場</td> <td>事業契約締結日から令和11年12月末日</td> </tr> <tr> <td>(3) 開業準備期間</td> <td>事業契約締結日から令和9年3月末日</td> </tr> <tr> <td>(4) 維持管理・運営期間 ※公共施設等運営権の存続期間</td> <td>令和9年4月1日から令和29年3月末日 まで</td> </tr> </table> <p>※事業者は、事業者整備施設の工期及び引渡しの前倒しの提案を可能とし、この場合、本市は本施設の供用開始日を早める可能性がある。なお、この場合でも維持管理・運営期間の終了予定日に変更はない。また、工期前倒しに伴う維持管理・運営期間の増加に伴うサービス対価の変更はない。</p>	(1) 事業契約締結	令和8年6月	(2) 建設期間		①レストハウス	事業契約締結日から令和9年12月末日	②新立体駐車場	事業契約締結日から令和9年12月末日	③陸上競技場	事業契約締結日から令和11年12月末日	(3) 開業準備期間	事業契約締結日から令和9年3月末日	(4) 維持管理・運営期間 ※公共施設等運営権の存続期間	令和9年4月1日から令和29年3月末日 まで
(1) 事業契約締結	令和8年6月																																				
(2) 建設期間	※現在調整中																																				
①レストハウス	事業契約締結日から令和●年●月末日																																				
②新立体駐車場	事業契約締結日から令和●年●月末日																																				
③陸上競技場	事業契約締結日から令和●年●月末日																																				
(3) 開業準備期間	事業契約締結日から令和9年3月末日																																				
(4) 維持管理・運営期間 ※公共施設等運営権の存続期間	令和9年4月1日から令和29年3月末日 まで																																				
(1) 事業契約締結	令和8年6月																																				
(2) 建設期間																																					
①レストハウス	事業契約締結日から令和9年12月末日																																				
②新立体駐車場	事業契約締結日から令和9年12月末日																																				
③陸上競技場	事業契約締結日から令和11年12月末日																																				
(3) 開業準備期間	事業契約締結日から令和9年3月末日																																				
(4) 維持管理・運営期間 ※公共施設等運営権の存続期間	令和9年4月1日から令和29年3月末日 まで																																				
6	6	第1章	第1節	12			12. 事業期間終了時の取り扱い	<p>(4) 事業者の保有資産等(備品等を含む) 事業者の所有する自由提案施設以外の資産については、全て事業者の責任において処分すること。ただし、本市又は本市の指定する者が必要と認めた場合には、事業者は、当該資産を本市又は本市の指定する者に無償で譲渡し又は時価で売却すること。</p>	<p>(4) 事業者の保有資産等(備品等を含む) 事業者の所有する自由提案施設以外の資産については、全て事業者の責任において処分すること。ただし、本市又は本市の指定する者が必要と認めた場合には、事業者は、当該資産を本市又は本市の指定する者に無償で譲渡し又は時価で売却することができる。</p>																												
7	7	第1章	第1節	13	(1)	ア	ア サービス対価 <sup>a</sup>	<p>本市は、事業者が行う統括管理業務、建設・工事監理業務、期中改修業務に関する費用について、本市が設定した上限金額の範囲内で事業者が提案した金額をもとに、事業契約に定めた金額をサービス対価として事業者に支払うものとする。</p>	<p>本市は、事業者が行う統括管理業務、建設・工事監理業務、期中改修業務に関する費用について、本市が設定した上限金額の範囲内で事業者が提案した金額をもとに、事業契約に定めた金額をサービス対価として一時又は定期的に事業者に支払うものとする。</p>																												
8	8	第1章	第1節	15			15. 事業者の収益等の帰属について	<p>事業者の創意工夫によって生じる収入増及び経費節減による支出減については、原則として事業者に帰属させることを想定している。 なお、運営権を付与する施設について、新市民体育館は事業開始6年目以降、その他施設は事業開始以降、一定の範囲内においてプロフィットシェア(入札時に提出する計画以上の収入が得られた場合に、その収入の一部を本市に還元する)を導入することも想定している。この場合のプロフィットシェアの内容は、事業者の提案に基づき、本市と事業者の協議の上で決定する。</p>	<p>事業者の創意工夫によって生じる収入増及び経費節減による支出減については、原則として事業者に帰属させることを想定している。 なお、事業者は、入札時に提出する計画以上の収入が得られた場合に、その利益の一部相当を事業者の提案による方法により、本施設の収益性及び魅力向上に資する追加投資等を行うことにより市民に還元するものとする。</p>																												

浦添運動公園等整備・運営・管理事業  
実施方針 新旧対照表

No	頁	第1章	第1節	1	(1)	ア	項目等	修正前	修正後
9	8	第1章	第1節	17			17. 利用料金について	(2) その他の利用 興行等の利用以外の利用料金体系及び水準については、事業者の提案を参考として、本市が定める条例の範囲内で事業者が設定する。 なお、条例の範囲内で、事業者が自由に改定できるものとする。	(2) その他(駐車場含む)の利用 興行等の利用以外の利用料金体系及び水準については、事業者の提案を参考として、本市が定める条例の範囲内で、本市の承認を前提に、事業者が設定する。 なお、条例の範囲内で、事業者が自由に改定できるものとする。
10	9	第1章	第1節	19			19. 事業に必要な法令等の遵守	本事業を実施するに当たり、PFI法及び基本方針のほか、本事業を実施するために必要な関係法令、条例、規則及び要綱等を遵守すること。	本事業を実施するに当たり、PFI法及びPFI事業の実施に関する基本方針(平成30年10月23日改定)のほか、本事業を実施するために必要な関係法令、条例、規則及び要綱等を遵守すること。
11	15	第2章	第3節	2	(2)		(2) 自主事業	(2) 自主事業及び民間提案事業を実施する企業は、必ずしも構成企業及び協力企業として入札参加グループに含めなくてもよいものとする。	(2) 自主事業を実施する企業(以下「自主事業実施企業」という。)&及び民間提案事業を実施する企業(以下「民間提案事業実施企業」という。)&は、必ずしも構成企業及び協力企業として入札参加グループに含めなくてもよいものとする。
12	15	第2章	第3節	2			2. 入札参加者の構成等	(4) 入札参加グループの構成企業及び協力企業が、他の入札参加グループの構成企業及び協力企業となることは認めない。ただし、本市と「ホームタウン連携・協力に関する協定」を締結している株式会社琉球コラソンは、複数の入札参加グループの構成企業及び協力企業となることができる。詳細は、入札説明書等公表時において示す。	(4) 入札参加グループの構成企業及び協力企業が、他の入札参加グループの構成企業及び協力企業となることは認めない。ただし、本市と「ホームタウン連携・協力に関する協定」を締結している株式会社琉球コラソン、「浦添市陸上競技場実施設計業務委託」及び「浦添運動公園(ANA SPORTS PARK 浦添)再整備実施設計業務委託」を受託した企業は、複数の入札参加グループの構成企業及び協力企業となることができる。詳細は、入札説明書等公表時において示す。

No	頁	第1章	第1節	1	(1)	ア	項目等	修正前	修正後																																																												
13	16	第2章	第3節	3	(1)		(1) 建築物の建設業務を行う者	<p>建築物の建設業務を行う企業は、以下に示す要件を全て満たさなければならない。ただし、浦添市内に本店を置く企業を、建築工事業1社以上と、電気工事業又は管工事業1社以上参加させるものとし、当該建築工事業及び電気工事業、管工事業を行う者は、aからdまでの全てを満たさなければならない。なお、当該建築工事業及び電気工事業、管工事業を複数の企業で実施する場合は、以下に示すaの要件については、全ての企業が満たし、bからdまでの要件は、少なくとも1社が満たさなければならない。</p> <p>a 建設業法(昭和24年法律第100号)第3条第1項の規定により、同法別表第一に定める建設工事につき特定建設業の許可を受けた者であること。</p> <p>b aで定める必要な建設業の許可に係る経営事項審査の総合評定値(P)及び主観点数の合計が1,000点以上であること。</p> <p>c 平成22年4月1日から参加資格要件の確認基準日までの間に、延べ面積1,500㎡以上の公共施設(新築又は改築)の施工した実績(竣工したものに限る)を有していること。(下請けは除く)</p> <p>d 本店の所在地が浦添市にあること。</p> <p>(補足)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="2"></th> <th colspan="2">建設業務を行う者</th> </tr> <tr> <th colspan="2"></th> <th colspan="2">うち、浦添市内に本店を置く企業</th> </tr> <tr> <th colspan="2"></th> <th>建築工事業</th> <th>電気工事業又は管工事業のいずれか</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>企業数</td> <td>提案による</td> <td>1社以上</td> <td>1社以上</td> </tr> <tr> <td>aの要件</td> <td>◎全ての企業が満たす</td> <td>◎全ての企業が満たす</td> <td>◎全ての企業が満たす</td> </tr> <tr> <td>bの要件</td> <td>-</td> <td>○少なくとも1社が満たす</td> <td>○少なくとも1社が満たす</td> </tr> <tr> <td>cの要件</td> <td>-</td> <td>○少なくとも1社が満たす</td> <td>○少なくとも1社が満たす</td> </tr> <tr> <td>dの要件</td> <td>-</td> <td>○少なくとも1社が満たす</td> <td>○少なくとも1社が満たす</td> </tr> </tbody> </table>			建設業務を行う者				うち、浦添市内に本店を置く企業				建築工事業	電気工事業又は管工事業のいずれか	企業数	提案による	1社以上	1社以上	aの要件	◎全ての企業が満たす	◎全ての企業が満たす	◎全ての企業が満たす	bの要件	-	○少なくとも1社が満たす	○少なくとも1社が満たす	cの要件	-	○少なくとも1社が満たす	○少なくとも1社が満たす	dの要件	-	○少なくとも1社が満たす	○少なくとも1社が満たす	<p>建築物の建設業務を行う企業は、以下に示す要件を全て満たさなければならない。ただし、浦添市内に本店を置く企業(基準日は令和6年12月1日時点とする)を、建築工事業1社以上と、電気工事業又は管工事業1社以上参加させるものとし、当該建築工事業を行う者は、aからcまでの全てを満たさなければならない。また、電気工事業及び管工事業を行う者は、bを満たさなければならない。なお、当該建築工事業及び電気工事業、管工事業を複数の企業で実施する場合は、以下に示すaの要件については、建築工事業は全ての企業が満たし、b及びcまでの要件は、少なくとも1社が満たさなければならない。</p> <p>a 建設業法(昭和24年法律第100号)第3条第1項の規定により、同法別表第一に定める建設工事につき特定建設業の許可を受けた者であること。</p> <p>b 令和7・8年度浦添市競争入札参加資格名簿に示す評点が1,000点以上(建築工事業)または800点以上(電気工事業及び管工事業)であること。</p> <p>c 平成22年4月1日から参加資格要件の確認基準日までの間に、延べ面積1,500㎡以上の公共施設(新築又は改築)の施工した実績((共同企業体にあつては代表者に限る)で施工した実績(竣工したものに限る)を有していること。(下請けは除く)</p> <p>(補足)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="2"></th> <th colspan="2">建設業務を行う者</th> </tr> <tr> <th colspan="2"></th> <th colspan="2">うち、浦添市内に本店を置く企業</th> </tr> <tr> <th colspan="2"></th> <th>建築工事業</th> <th>電気工事業又は管工事業のいずれか</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>企業数</td> <td>提案による</td> <td>1社以上</td> <td>1社以上</td> </tr> <tr> <td>aの要件</td> <td>◎全ての企業が満たす</td> <td>◎全ての企業が満たす</td> <td>◎全ての企業が満たす</td> </tr> <tr> <td>bの要件</td> <td>-</td> <td>○少なくとも1社が満たす</td> <td>○少なくとも1社が満たす</td> </tr> <tr> <td>cの要件</td> <td>-</td> <td>○少なくとも1社が満たす</td> <td>○少なくとも1社が満たす</td> </tr> </tbody> </table>			建設業務を行う者				うち、浦添市内に本店を置く企業				建築工事業	電気工事業又は管工事業のいずれか	企業数	提案による	1社以上	1社以上	aの要件	◎全ての企業が満たす	◎全ての企業が満たす	◎全ての企業が満たす	bの要件	-	○少なくとも1社が満たす	○少なくとも1社が満たす	cの要件	-	○少なくとも1社が満たす	○少なくとも1社が満たす
		建設業務を行う者																																																																			
		うち、浦添市内に本店を置く企業																																																																			
		建築工事業	電気工事業又は管工事業のいずれか																																																																		
企業数	提案による	1社以上	1社以上																																																																		
aの要件	◎全ての企業が満たす	◎全ての企業が満たす	◎全ての企業が満たす																																																																		
bの要件	-	○少なくとも1社が満たす	○少なくとも1社が満たす																																																																		
cの要件	-	○少なくとも1社が満たす	○少なくとも1社が満たす																																																																		
dの要件	-	○少なくとも1社が満たす	○少なくとも1社が満たす																																																																		
		建設業務を行う者																																																																			
		うち、浦添市内に本店を置く企業																																																																			
		建築工事業	電気工事業又は管工事業のいずれか																																																																		
企業数	提案による	1社以上	1社以上																																																																		
aの要件	◎全ての企業が満たす	◎全ての企業が満たす	◎全ての企業が満たす																																																																		
bの要件	-	○少なくとも1社が満たす	○少なくとも1社が満たす																																																																		
cの要件	-	○少なくとも1社が満たす	○少なくとも1社が満たす																																																																		
14	17	第2章	第3節	3	(2)		(2) 土木の建設業務を行う者	<p>土木の建設業務を行う企業は、以下に示す要件を全て満たさなければならない。ただし、浦添市内に本店を置く企業を、1社以上参加させるものとし、aからdまでの全てを満たさなければならない。なお、当該建設業務を複数の建設企業で実施する場合は、以下に示すaの要件については、全ての企業が満たし、bからdの要件は、少なくとも1社が満たさなければならない。</p> <p>a 建設業法(昭和24年法律第100号)第3条第1項の規定により、土木一式工事の特定建設業の許可を有していること。</p> <p>b aで定める必要な建設業の許可に係る経営事項審査の総合評定値(P)及び主観点数の合計が1,000点以上であること。</p> <p>c 平成22年4月1日から参加資格要件の確認基準日までの間に、国又は地方公共団体等が発注した同規模程度の工事を元請(共同企業体にあつては代表者に限る)で施工した実績(竣工したものに限る)を有していること。</p> <p>d 本店の所在地が浦添市にあること。</p>	<p>土木の建設業務を行う企業は、以下に示す要件を全て満たさなければならない。ただし、浦添市内に本店を置く企業(基準日は令和6年12月1日時点とする)を、1社以上参加させるものとし、aからcまでの全てを満たさなければならない。なお、当該建設業務を複数の建設企業で実施する場合は、以下に示すaの要件については、全ての企業が満たし、b及びcの要件は、少なくとも1社が満たさなければならない。</p> <p>a 建設業法(昭和24年法律第100号)第3条第1項の規定により、土木一式工事の特定建設業の許可を有していること。</p> <p>b aで定める必要な建設業の許可に係る経営事項審査の総合評定値(P)及び主観点数の合計が1,000点以上であること。</p> <p>c 平成22年4月1日から参加資格要件の確認基準日までの間に、国又は地方公共団体等が発注した同規模程度の工事を元請(共同企業体にあつては代表者に限る)で施工した実績(竣工したものに限る)を有していること。</p>																																																												
15	18	第2章	第3節	3	(6)		(6) 自主事業を行う者	—	<p>自主事業実施企業は、以下に示す要件を満たさなければならない。</p> <p>a 自主事業実施に必要な資格(許可、登録、認定等)及び資格者を有すること。</p>																																																												

浦添運動公園等整備・運営・管理事業  
実施方針 新旧対照表

No	頁	第1章	第1節	1	(1)	ア	項目等	修正前	修正後																										
16	18	第2章	第3節	3	(7)		(7) 民間提案事業を行う者	—	民間提案事業実施企業は、以下に示す要件を満たさなければならない。 a 民間提案事業実施に必要となる資格（許可、登録、認定等）及び資格者を有すること。																										
17	19	第2章	第3節	4	(1)		(1) 参加資格要件	1.本市が設置する「浦添運動公園PFI(公共施設等運営権(コンセッション)方式)事業者選定委員会(以下「選定委員会」という。)」の委員が所属する企業	1.本市が設置する「浦添運動公園及び浦添カルチャーパークPFI等事業者選定委員会(以下「選定委員会」という。)」の委員が所属する企業																										
18	21	第2章	第5節	2			2.選定委員会の設置	事業者の選定に当たり、本市に学識経験者等で構成する「浦添運動公園PFI(公共施設等運営権(コンセッション)方式)事業者選定委員会」を設置する。選定委員会は、落札者決定基準や入札説明書等事業者選定に関する書類の検討を行うとともに、入札参加者から提出された提案の審査を行う。 選定委員会は、学識経験者等の5名で構成することとしており、選定委員会の委員名簿については、実施方針等公表時において示す予定である。	事業者の選定に当たり、本市に学識経験者等で構成する「浦添運動公園及び浦添カルチャーパークPFI等事業者選定委員会」を設置する。選定委員会は、落札者決定基準や入札説明書等事業者選定に関する書類の検討を行うとともに、入札参加者から提出された提案の審査を行う。 選定委員会は、学識経験者等の5名で構成することとしており、選定委員会の委員名簿は、以下のとおりである。 <table border="1" data-bbox="1473 687 2056 975"> <thead> <tr> <th></th> <th>氏名</th> <th>所属・役職</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>委員長</td> <td>川崎 一泰</td> <td>中央大学総合政策学部 教授</td> </tr> <tr> <td>副委員長</td> <td>友寄 孝</td> <td>一般社団法人 沖縄しまて協会 技術環境研究所アドバイザー</td> </tr> <tr> <td>委員</td> <td>慶田花 英太</td> <td>沖縄国際大学 産業情報学部 企業システム学科 准教授</td> </tr> <tr> <td>委員</td> <td>大里 千都美</td> <td>浦添市 市民部 経済文化局 局長</td> </tr> <tr> <td>委員</td> <td>川崎 淳</td> <td>浦添市 都市建設部 参事</td> </tr> </tbody> </table>		氏名	所属・役職	委員長	川崎 一泰	中央大学総合政策学部 教授	副委員長	友寄 孝	一般社団法人 沖縄しまて協会 技術環境研究所アドバイザー	委員	慶田花 英太	沖縄国際大学 産業情報学部 企業システム学科 准教授	委員	大里 千都美	浦添市 市民部 経済文化局 局長	委員	川崎 淳	浦添市 都市建設部 参事								
	氏名	所属・役職																																	
委員長	川崎 一泰	中央大学総合政策学部 教授																																	
副委員長	友寄 孝	一般社団法人 沖縄しまて協会 技術環境研究所アドバイザー																																	
委員	慶田花 英太	沖縄国際大学 産業情報学部 企業システム学科 准教授																																	
委員	大里 千都美	浦添市 市民部 経済文化局 局長																																	
委員	川崎 淳	浦添市 都市建設部 参事																																	
19	23	第3章	第2節	3			3.モニタリングの時期	本市が実施するモニタリングは、事業期間を通じて、建設時、開業準備時、維持管理・運営時、期中改修時の各段階において実施する。	本市が実施するモニタリングは、事業期間を通じて、建設時、期中改修時、開業準備時、維持管理・運営時の各段階において実施する。																										
20	26	第4章	第2節				第2節 本施設の概要	<table border="1" data-bbox="757 1187 1361 1398"> <thead> <tr> <th></th> <th>施設名称</th> <th>整備種別</th> <th>概要</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">(1)本市整備施設</td> <td>①新市民体育館</td> <td>新設</td> <td></td> </tr> <tr> <td>②浦添運動公園 メインエントランス (以下「メインエントランス」という。)</td> <td rowspan="2">再整備</td> <td></td> </tr> <tr> <td>③浦添運動公園 中央園路 (以下「中央園路」という。)</td> <td></td> </tr> </tbody> </table>		施設名称	整備種別	概要	(1)本市整備施設	①新市民体育館	新設		②浦添運動公園 メインエントランス (以下「メインエントランス」という。)	再整備		③浦添運動公園 中央園路 (以下「中央園路」という。)		<table border="1" data-bbox="1451 1187 2056 1398"> <thead> <tr> <th></th> <th>施設名称</th> <th>整備種別</th> <th>概要</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="3">(1)本市整備施設</td> <td>①新市民体育館</td> <td>新設</td> <td>令和9年3月竣工予定</td> </tr> <tr> <td>②浦添運動公園 メインエントランス (以下「メインエントランス」という。)</td> <td rowspan="2">再整備</td> <td></td> </tr> <tr> <td>③浦添運動公園 中央園路 (以下「中央園路」という。)</td> <td></td> </tr> </tbody> </table>		施設名称	整備種別	概要	(1)本市整備施設	①新市民体育館	新設	令和9年3月竣工予定	②浦添運動公園 メインエントランス (以下「メインエントランス」という。)	再整備		③浦添運動公園 中央園路 (以下「中央園路」という。)	
	施設名称	整備種別	概要																																
(1)本市整備施設	①新市民体育館	新設																																	
	②浦添運動公園 メインエントランス (以下「メインエントランス」という。)	再整備																																	
③浦添運動公園 中央園路 (以下「中央園路」という。)																																			
	施設名称	整備種別	概要																																
(1)本市整備施設	①新市民体育館	新設	令和9年3月竣工予定																																
	②浦添運動公園 メインエントランス (以下「メインエントランス」という。)	再整備																																	
	③浦添運動公園 中央園路 (以下「中央園路」という。)																																		

浦添運動公園等整備・運営・管理事業  
実施方針 新旧対照表

No	頁	第1章	第1節	1	(1)	ア	項目等	修正前	修正後																																
21	29	第6章	第1節				第1節 事業の継続に関する基本的な考え方	本事業に関し、事業者は、SPCの設立等により出資企業の倒産の影響を受けないための措置をあらかじめ講じることとする。なお、事業の継続が困難となる事由が発生した場合には、定事業契約に定める事由毎に、本市及び事業者の責任に応じて、必要な措置を講じることとする。	本事業に関し、事業者は、SPCの設立等により出資企業の倒産の影響を受けないための措置をあらかじめ講じることとする。なお、事業の継続が困難となる事由が発生した場合には、 <b>特定</b> 事業契約に定める事由毎に、本市及び事業者の責任に応じて、必要な措置を講じることとする。																																
22	31	第8章	第4節				第4節 情報公開及び情報提供	本事業に関する情報提供は、本市ホームページを通じて適宜行う。	本事業に関する <b>情報公開及び</b> 情報提供は、本市ホームページを通じて適宜行う。																																
23	35						別紙3 リスク分担表(案)	<table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">No</th> <th rowspan="2">リスクの種類</th> <th rowspan="2">リスクの内容</th> <th colspan="2">負担者</th> </tr> <tr> <th>本市</th> <th>事業者</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>39</td> <td rowspan="2">設計</td> <td>本市が提示した条件の誤りや要求事項の変更などによる設計変更に伴う費用の増大、工期の遅延など</td> <td>●</td> <td></td> </tr> <tr> <td>40</td> <td>事業者の設計に係る瑕疵による費用の増大、工期の遅延など</td> <td></td> <td>●</td> </tr> </tbody> </table>	No	リスクの種類	リスクの内容	負担者		本市	事業者	39	設計	本市が提示した条件の誤りや要求事項の変更などによる設計変更に伴う費用の増大、工期の遅延など	●		40	事業者の設計に係る瑕疵による費用の増大、工期の遅延など		●	<table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">No</th> <th rowspan="2">リスクの種類</th> <th rowspan="2">リスクの内容</th> <th colspan="2">負担者</th> </tr> <tr> <th>本市</th> <th>事業者</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>39</td> <td rowspan="2">設計</td> <td>本市が提示した条件の誤りや要求事項の変更などによる設計変更に伴う費用の増大、工期の遅延など</td> <td>●</td> <td></td> </tr> <tr> <td>40</td> <td>事業者の設計に係る瑕疵による費用の増大、工期の遅延など ※VE提案に伴い実施設計図の修正を事業者が行う場合を対象</td> <td></td> <td>●</td> </tr> </tbody> </table>	No	リスクの種類	リスクの内容	負担者		本市	事業者	39	設計	本市が提示した条件の誤りや要求事項の変更などによる設計変更に伴う費用の増大、工期の遅延など	●		40	事業者の設計に係る瑕疵による費用の増大、工期の遅延など ※VE提案に伴い実施設計図の修正を事業者が行う場合を対象		●
No	リスクの種類	リスクの内容	負担者																																						
			本市	事業者																																					
39	設計	本市が提示した条件の誤りや要求事項の変更などによる設計変更に伴う費用の増大、工期の遅延など	●																																						
40		事業者の設計に係る瑕疵による費用の増大、工期の遅延など		●																																					
No	リスクの種類	リスクの内容	負担者																																						
			本市	事業者																																					
39	設計	本市が提示した条件の誤りや要求事項の変更などによる設計変更に伴う費用の増大、工期の遅延など	●																																						
40		事業者の設計に係る瑕疵による費用の増大、工期の遅延など ※VE提案に伴い実施設計図の修正を事業者が行う場合を対象		●																																					